

新座市地域自立支援協議会運営要領の一部改正に係る新旧対照表（案）

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 [略] （組織） 第 2 条 協議会を円滑に運営するため、運営委員会及び専門部会を置く。 2 協議会、<u>運営委員会及び専門部会</u>の事務局は、総合福祉部障がい者福祉課に置く。 （運営委員会） 第 3 条 <u>運営委員会</u>は、協議会の議題の調整及び専門部会間の調整を行う。 2 運営委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）、副会長、<u>専門部会の代表及び新座市基幹相談支援センターの代表</u>で構成する。ただし、協議会の委員に限る。 3 <u>運営委員会の会議</u>は、事務局が招集し、<u>議事を進行</u>する。 4 <u>事務局は、運営委員会の議事録を作成し、運営委員会の構成者に送付する。</u> （専門部会） 第 4 条 会長は、条例第 2 条の事務を行うに当たり必要があると認めるときは、協議会に諮って、専門部会を設置することができる。 2～5 [略] 6 専門部会は、<u>事務局と会議内容を調整した上で、部会長が招集し、議事を進行</u>する。 7 <u>事務局は、専門部会の議事録を作成し、部会長は、作成された議事録を部会員に送付する。</u> （秘密の保持） 第 5 条 協議会の委員、<u>運営委員会の構成者及び専門部会の参加者は、協議会、運営委員会及び専門部会の会議等</u>を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	（趣旨） 第 1 条 [略] （組織） 第 2 条 協議会を円滑に運営するため、運営委員会及び専門部会を置く。 2 協議会の事務局は、総合福祉部障がい者福祉課に置く。 （運営委員会） 第 3 条 <u>協議会</u>は、協議会の議題の調整及び専門部会間の調整を行う<u>運営委員会を設置する。</u> 2 運営委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）、副会長及び専門部会の代表で構成する。ただし、協議会の委員に限る。 3 運営委員会は、事務局が招集する。 （専門部会） 第 4 条 会長は、条例第 2 条の事務を行うに当たり必要があると認めるときは、協議会に諮って、専門部会を設置することができる。 2～5 [略] 6 専門部会は、部会長が招集する。 （秘密の保持） 第 5 条 協議会の委員及び専門部会の参加者は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

--	--

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。